

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則

(昭和48年 2月14日制定)

改正	昭和48年 3月28日	平成元年 3月 7日	平成12年 5月25日	平成23年 2月 4日	平成31年 2月 4日
	昭和48年12月14日	平成 2年 2月26日	平成14年 2月21日	平成25年 1月17日	令和 6年 2月 9日
	昭和49年 2月14日	平成 2年 6月11日	平成15年 2月 6日	平成25年 2月27日	
	昭和50年 3月14日	平成 3年 3月13日	平成15年 5月29日	平成25年 5月29日	
	昭和57年 2月25日	平成 4年 2月25日	平成16年 2月20日	平成26年 1月16日	
	昭和58年 2月24日	平成 5年 3月 3日	平成18年 2月21日	平成27年 2月 9日	
	昭和59年10月16日	平成 6年 2月28日	平成19年 2月 9日	平成28年 2月 9日	
	昭和61年 3月 6日	平成 6年 5月19日	平成20年 2月21日	平成28年 5月24日	
	昭和61年 6月24日	平成 7年 5月25日	平成21年 3月 3日	平成29年 3月 3日	
	昭和63年 3月 1日	平成11年10月19日	平成22年 2月12日	平成30年 2月 8日	

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被扶養者 次に掲げる者で、主として会員の収入により生計を維持する者をいう。

ア 会員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

イ 会員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者

(2) 遺族 会員の死亡当時、会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であった者をいう。

(3) 給料 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定による条例の適用を受ける職員については、当該条例に規定する給料表に定める給料の月額を、その他の職員については、これに準ずる給与をいう。

2 前項第1号に規定する被扶養者の認定に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第2項の規定に準ずるものとする。

(事業の種類)

第3条 互助会は定款第4条の規定に基づき次の事業を行う。

(1) 会員の資質の向上に関する事業

ア 資質の向上に関する普及及び振興

イ その他資質の向上に関すること

(2) 会員並びにその親族に対する共済・貸付事業等の福利厚生に関する事業

ア 短期給付事業

(ア) 入院費補助金の給付

(イ) 出産見舞金の給付

- (ウ) 弔慰金の給付
- (エ) 災害見舞金の給付
- (オ) 長期療養者見舞金の給付
- (カ) 妊婦健康診断補助金の給付
- (キ) 育児補助金の給付
- (ク) 遺児給付金の給付

イ 福祉事業

- (ア) 人間ドック等補助金の給付
- (イ) 予防接種補助金の給付
- (ウ) 福祉施設利用補助金の給付
- (エ) 入学祝金の給付
- (オ) 結婚祝金の給付
- (カ) 看護休暇給付金の給付
- (キ) 会員のためのレクリエーション、その他の福祉
- (ク) 削除
- (ケ) 削除
- (コ) 削除

ウ 貸付事業

- (ア) 会員の臨時の支出に要する貸付
- (イ) 住宅建設資金等の貸付
- (ウ) 特別貸付
- (エ) 看護休暇資金貸付

エ 削除

オ 退職互助事業

カ 福祉年金事業

キ その他、福利厚生に関する事業

ク 本号の規定による給付、貸付、退職互助、福祉年金に関しては別に定める。

(3) 教育文化及びスポーツの振興発展に関する事業

ア 教育、文化及びスポーツの普及及び振興

イ その他、教育文化及びスポーツに関すること

(4) その他互助会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 定款第54条に規定する会員には、非常勤職員、臨時的に任用された職員及び任期を定めて採用された職員を含まない。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項、第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）第4条、第5条、第6条若しくは第7条の規定により採用された再任用職員等を除く。

2 削除

3 削除

4 定款第54条第1項第3号に規定する会員のうち、第3条第1項第2号オに規定する退職互助事業の適用を受ける会員については、別に定める。

(会員の権利の得喪)

第5条 互助会に加入しようとする者は遅滞なく「一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会加入申込書」(原票)(別記第1号様式)を理事長に提出して承認を受けなければならない。

2 会員は第1回の会費を納入した月の初日(月の中途において会員たる資格を取得したときは、会員たる資格を取得した日)から会員としての権利を受けることができるものとする。ただし、被扶養者の権利の取得は理事長の認定のあった日からとする。この場合において共済組合の認定基準又はこれと同等の認定基準によった被扶養者は理事長の認定があった者とみなす。

3 自ら互助会を退会しようとする者又は再任用の期間が終了となった者は、速やかに退会届(別記第3号様式の2)を理事長に提出しなければならない。

4 前項により自ら互助会を退会した者は、再び互助会に加入することができない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

5 県費負担教職員等である会員は、人事異動により県内の市町村の教育委員会、本県の知事部局等へ異動し、会員であることができないときは、会員資格を停止することができる。この場合において、当該会員は、遅滞なく会員資格停止申告書(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

6 前項の規定により会員資格を停止した会員(以下「資格停止会員」という。)は会員資格の停止に係る事由がなくなったときは、遅滞なく会員資格停止解除届(会員復帰)(別記第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

7 前項の規定により会員資格停止解除届(会員復帰)を提出した会員は、会員資格停止期間の満了した日の翌日から会員としての権利を行使することができるものとする。

8 資格停止会員は、会員資格の停止に係る事由がなくなる前に会員資格の停止の取消しをすることができる。この場合において、当該会員は、遅滞なく会員資格停止取消願(退会)(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

9 資格停止会員は、前項の規定により会員資格停止の取消しをしたときは、当該取消しをした日の翌日から、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則の規定による退職慰労金の請求をすることができる。この場合において、同規則第3条第3項の適用については、会員資格の停止に係る期間の初日の前日をもって退職した日とみなす。

10 会員は、次の各号の一に該当するときは、その翌日から会員としての権利を受けることができない。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 会員資格を停止したとき。

11 前各項の規定にかかわらず、定款第54条第1項第3号に規定する会員のうち、第3条第1項第2号オに規定する退職互助事業の適用を受ける会員については、別に定める。

(会員の資格の得喪)

第5条の2 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 禁治産及び準禁治産の宣告
- (3) 死亡及び失踪宣告
- (4) 除名

2 会員が自ら退会しようとする場合は、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

3 会員が次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経て理事長は、これを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) この法人の会員としての業務に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(会費の不返還)

第5条の3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員証)

第6条 理事長は加入を承認した者に対して、会員証(別記第2号様式)を交付する。

2 会員は、会員たる資格を失ったときは、直ちに前項の会員証を返還しなければならない。

3 会員は、会員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(会員の権利)

第7条 会員は、この規則に規定する給付、貸付、施設利用等に関し、権利を有する。

(退職慰労金の特例)

第7条の2 削除

(市町村合併の特例)

第7条の3 削除

(会員の義務)

第8条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 定款及び機関の決定に服すること。
- (2) 会費を納入すること。
- (3) 貸付金を返還すること。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(特定の会員についての適用)

第9条の2 第4条から第5条の2まで、第6条から第7条までの規定は、定款第54条第1項第3号に規定する会員のうち、第3条第1項第2号オに規定する退職互助事業の適用を受ける会員については、別に定める。

第3章 会計

(財源)

第10条 互助会の経費は、会費並びに県、市町村及び定款第54条に規定する会員を擁す

る団体の補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 会員は、次の区分により毎月会費を納入しなければならない。
 - (1) 給料の月額1,000分の8に相当する額(円未満は切り捨てる。)
 - (2) 削除
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項、第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)第4条、第5条、第6条若しくは第7条の規定により採用された再任用職員等である会員は、勤務形態にかかわらず月額3,000円。
- 3 会員が次の各号に掲げる法律に基づき育児休業をしたときは、当該育児休業の期間中前項に定める会費の納入を免除する。
 - (1) 育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)
- 4 会員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定に基づき、給与の支給されない休職となったときは、当該無給休職の期間中第2項に定める会費の納入を免除する。
- 5 会費算定の基礎となる給料の月額(休職その他の理由で給料の一部又は全部を支給されない場合においても、これを減額しないで算定した額)は毎月初日現在による。ただし、月の中途において会員たる資格を取得したときは、会員たる資格を取得した日の現在による。
- 6 会費の追徴・還付の遡及期間は2年間とする。
- 7 互助会は各会員が納入した会費の一部を退職慰労金として積み立て、各会員の退会時に当該積立額を返還しなければならない。(再任用会員は除く。)
- 8 退職慰労金は退職慰労金事業会計に積み立てる。退職慰労金事業会計についての詳細は、別に定める。
- 9 前各項の規定は、定款第54条第1項第3号に規定する会員のうち、第3条第1項第2号オに規定する退職互助事業の適用を受ける会員については、別に定める。
(役員等の費用弁償)

第11条 役員等は、その職務のために要した費用の弁償を受けることができる。

(監査)

第12条 監事及び会計監査人は年1回以上、互助会の計算書類及び付属明細書を監査しなければならない。

- 2 会計監査人は、理事及び監事に対して会計監査報告の内容を通知しなければならない。
- 3 監事は、理事及び会計監査人に対して計算書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

第4章 事務局

(職員)

第13条 互助会の事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長

- (2) 事務局次長
 - (3) 係長
 - (4) 主査
 - (5) 副主査
 - (6) 主事
- 2 前項の職員は、理事長が任免する。
 - 3 事務局長は、上司の命を受け、互助会の事務を掌理する。
 - 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故があるときは、その職務を行う。
 - 5 第1項第3号から第6号までに規定する職員は、事務局長の命を受け、互助会の事務に従事する。
 - 6 職員の給与及び旅費の支給等については別に定める。
 - 7 第1項に定めるもののほか、所属所に所属長を置き当該場所の機関の長に委嘱する。
 - 8 所属長は、当該所属の事務を処理する。

第5章 補 則

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年 2月14日から施行し、昭和47年12月23日から適用する。
- 2 現に千葉県公立学校職員互助会の職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り従前のおりとする。
- 3 従前の千葉県公立学校職員互助組合（以下「互助組合」という。）において定める互助組合加入申込書（原票）、給付及び貸付等に関する諸様式は、当分の間、互助会の様式とみなす。この場合において、「千葉県公立学校職員互助組合」、「互助組合」、「組合員」及び「千互助組合員」とあるのは、それぞれ「財団法人千葉県公立学校教職員互助会」、「互助会」、「会員」及び「千互助会員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年12月14日から施行し、昭和48年10月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年 3月14日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 3月 2日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 6月18日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 7月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 6月11日から施行し、平成 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 3年 4月 1日から施行する。ただし、第7条の2の規定は、平成2年度分の退職慰労金から適用する。

附 則

この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定、同条中第4項を第10項とし、第3項の次に第6項を加える改正規定は、平成 4年 2月25日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

(財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉給付金事業規則の廃止)

2 財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉給付金事業規則(昭和50年 3月14日制定)

は、廃止する。

(財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉年金事業規則の一部改正)

3 財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉年金事業規則(昭和53年 3月 7日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項第9号」を「第3条第2項第8号」に改める。

4 財団法人千葉県公立学校教職員互助会処務規則(昭和48年 2月14日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第4項退職互助係の部中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、平成 6年 7月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 5月25日から施行し、改正後の財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則は、平成 7年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年 5月25日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 2月21日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年 2月 6日から施行し、平成15年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成15年 5月29日から施行し、平成15年 6月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成16年 2月20日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成18年 2月21日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年 2月 9日から施行し、平成18年12月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

(財団法人千葉県公立学校教職員互助会遺児育英年金事業規則の廃止)

2 財団法人千葉県公立学校教職員互助会遺児育英年金事業規則（昭和50年 3月14日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、第13条の改正については、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
(一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会預金管理規則の廃止)
- 2 一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会預金管理規則（昭和48年 8月31日制定）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 2月 4日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6年 2月 9日から施行する。